

平成25年11月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成25年11月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年11月7日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第26号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第27号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第28号 市川市子ども・子育て会議への諮問について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第26号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第27号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第28号 市川市子ども・子育て会議への諮問について
 - 2 その他(1) 第39回千葉県特別支援教育振興大会・第21回市川市特別支援教育振興大会について
(2) 不適切な指導に係わる千葉県教育委員会の回答について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸恵
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治

人事・福利担当室長	竹中	秀成	就学支援課長	伊藤	三郎
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	新田	司
学校安全安心対策担当室長	井上	栄	指導課長	平山	健次
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	山元	幸恵
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	山田	修一
社会教育課長	秋本	賢一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越	英明
”	主 幹	福田	修
”	副主幹	近藤	孝子
”	副主幹	宮内由	美子
”	主 査	中嶋	恵
”	主 査	吉成	悟
”	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、平田委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第26号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料1ページから2ページをご覧くださいと思います。はじめに、奨学生選考委員会の概要について触れさせていただきます。学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として奨学資金を支給しておりますが、教育委員会の諮問機関として市川市奨学生選考委員会を設置し、奨学生の選考についてご審議いただいているところでございます。市川市奨学生選考委員会委員の任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第2項の規定により2年でございますが、平成25年11月30日で満了になることから、次期委員の委嘱についてご提案させていただくものでございます。委員の構成につきましては、資料2ページ、市川市奨学資金条例施行規則第12条により、第1号委員：私立学校関係者1名、第2号委員：公立高等学校関係者1名、第3号委員：市立中学校関係者1名、第4号委員：PTA連絡協議会関係者1名、第5号委員：民生委員児童委員協議会関係者2名、第6号委員：学識経験者2名と規定されております。次期委員の候補者につきましては、新任1名、再任5名でございます。新任は、第2号委員である千葉県立市川東高等学校長 渡辺 静一氏でございます。千葉県高等学校長会協会から推薦をいただいております。再任は、第1号委員である平田 史郎氏、第3号委員である神林 裕子氏、第4号委員である村岡 秀明氏、第6号委員である吉田 昭枝、同じく第6号委員である油井 宏子氏でございます。いずれの皆様も豊富な知識を有し、これまで熱意をもって選考にご尽力いただいていることから、引き続き再任をお願いするものでございます。なお、第5号委員である民生委員児童委員協議会関係者につきましては、民生委員児童委員の改選が平成25年12月1日に行われることから、新体制が決定していない現時点では、同協議会から委員候補者の推薦をいただくことが困難なため、一時欠員となっております。以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

この会議は奨学生を選考する時だけに開催されるのですか。欠員が生じていても大丈夫ですか。

○ 就学支援課長

会議は年1回、5月に開催しております。欠員につきましては、先ほどご説明しましたとおり、25年12月1日、民生委員児童委員の一斉改選がありますので、次期開催までには、定例教育委員会にお謀りして決定させていただければと思っております。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第27号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育センター所長

議事日程3ページから5ページをごらんください。市川市心身障害児就学指導委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師 水島 則夫委員より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、水島委員を解嘱し、市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条第1項第1号及び第2項の規定により、耳鼻咽喉科医師 吉田 孝一委員を委嘱したいので委員会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第28号 市川市子ども・子育て会議への諮問についてを議題といたします。本議案については、就学支援課と青少年育成課の2課から提出されております。両課の質疑が終了してから採決することとします。最初に、就学支援課から提案理由の説明をお願いします。

○ 就学支援課長

6ページから11ページをご覧くださいと思います。平成24年8月22日に公布された子ども・子育て関連三法の成立に伴い、子ども・子育て支援法では、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」及び「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準」を、また、同様に改正された児童福祉法では「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を、それぞれ条例で定めることになりました。つきましては、市川市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、同会議の意見を求める必要があることから提案させていただくものでございます。具体的に、まず、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」及び「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準」につきましては、就学支援課よりご説明させていただきます。子ども・子育て支援法第34条により、「子ども・子育て支援新制度」において、創設される施設型給付施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）を当該基準について、市町村が条例等として策定しなければならない、とされております。従って、当該条例の策定に係る関係課が関連条例案を一括上程する予定としており、また、当該条例を広く市民に周知する期間を設ける必要があるため、平成26年6月市議会定例会での各条例の制定を目途に今、事務を進めております。子ども・子育て支援法によりますと、現在、国の子ども・子育て会議で審議している項目について、本年12月を目途に当該基準を答申するために、審議を重ねておりますが、この国の基準を踏まえて、市町村が当該基準の条例を策定することとなっております。現在のところ、お示した項目までの審議内容を確認しております。運営基準とは、施設に関する基準のことでございます。主な基準といたしましては、1 利用開始にともなう基準は、①同意及び契約内容。②応諾義務。③定員を超えた場合の選考。④支給認定申請及び支給認定証の内容。2といたしまして、教育・保育の提供に伴う基準は、①幼稚園教育要領に沿った教育の提供。②子どもの心身の状況把握。③子どもの適切な処遇（虐待の禁止等でございます）。④利用者負担の徴収。⑤利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止等でございます）。3といたしまして、管理・運営等に関する基準は、①施設の目的・運営方針、職員の職種、教職員数、重要事項を定めた運営規定の策定、掲示。②秘密保持、個人情報保護。③非常災害対策、衛生管理。④事故防止及び事故発生時の対応。⑤評価（これにつきましては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価となります）。⑥苦情処理。⑦会計処理（会計処理基準、区分経理、用途制限等になります）。⑧記録の整備。4といたしまして、撤退時の基準は、①施設型給付からの確認辞退。②定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等でございます）。例えば、【運営基準】の利用開

始に伴う基準を現行の幼稚園の基準に当てはめると、1 定数を上回る場合の選考におきましては、条例、規則等には規定はありませんが、現在のところ、運用上抽選としております。また、私立幼稚園においても各園で対応しております。次に、運営基準の2 教育・保育の提供に伴う基準を子どもの適切な処遇にあてはめてみますと、児童虐待の防止等に関する法律により現在のところ対応しております。私立幼稚園においても各園で対応している状況でございます。運営基準の3 管理・運営等に関する基準を非常災害対策、衛生管理にあてはめると、月1回、避難訓練等を実施しております。私立幼稚園においても各園で対応しております。次に、支給認定基準項目につきましては、施設利用者に関する基準のことでございます。現在、項目も含めて、国の子ども・子育て会議で審議中でございます。例えばという表現で説明をさせていただきます。事由につきましては、施設を使う理由（同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能でございます）。アといたしまして、保護者の就労があること。イといたしまして、保護者の求職活動があること。ウといたしまして、虐待やDVのおそれがあること等でございます。例えば②の区分、教育（保育）時間の区分でございますが、原則3区分でございますが、アといたしまして、保育標準時間、これにつきましては、保育園のフルタイムを想定しております。イといたしまして、保育短時間、幼稚園の預かり保育を含めた時間を想定しております。9時～17時でございます。ウといたしまして、保育認定を受けない場合は、教育標準時間とする。これにつきましては、幼稚園の保育時間、9時～14時を想定しております。③例えば、優先利用、教育（保育）の優先順位でございますが、アといたしまして、ひとり親世帯、イ 生活保護世帯、ウといたしまして、社会的擁護が必要な世帯等、以上でございます。今回、委員の皆様にお配りさせていただいた資料は、ご案内のとおり、施設型給付施設の幼稚園のみの集約とさせていただいたものですので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。就学支援課からは以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

ちょっと私の方から、10ページの上から2行目「子どもに係る保育量」の量、これはミスプリではないのですか。

○ 就学支援課長

こちらにつきましては、この保育量の量で間違いありません。

○ 宇田川委員長

これはどういう意味なのか、読んでいてちょっとわからなかったものです。

から。お金の料なのかと思ったのですが。

○ 就学支援課長

保育量につきましては、どの位の保育が必要かというものを（量で）、はい量です。

○ 内田委員

これは時間と労力ということなのでしょう。

○ 宇田川委員長

ほかに。それでは続きまして、青少年育成課から説明をお願いします。

○ 青少年育成課長

恐れ入ります、議事日程の12ページ、13ページをお願いいたします。青少年育成課が所管しております「放課後児童健全育成事業」、市川市では放課後保育クラブ事業と言っております、につきましてご説明いたします。平成24年8月に子ども・子育て関連三法が制定、成立し、同時に児童福祉法が改正されたことによりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を市町村において、条例制定することとされました。児童福祉法の、施行日は平成27年4月1日であります。市が実施する、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策につきましては、市長又は教育委員会が市川市子ども・子育て会議に諮問し、同会議はその諮問に応じて調査審議すると、規定されておりますことから、意見を求めるための諮問をしたいので議決を求めるものです。内容といたしましては、青少年育成課が所管しております「放課後児童健全育成事業」につきまして、従来は、児童福祉法第6条の3第2項の規定で、政令で定める基準に従い事業を運営することとされておりましたが、今回の改正によりまして、同法第34条の8の2におきまして、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めること。また、第2項で、市町村が基準を定めるに当たっては、同事業に従事する者及び員数については国の定める基準に従い、その他の事項については、国の定める基準を市町村が参酌して、設備及び運営の基準を定めることとされました。現在の、国の基準の策定状況ですが、厚生労働省社会保障審議会児童部会に基準に関する専門委員会を設置して、平成25年5月から6回の専門委員会が開催予定されておりました、10月23日に第5回が終了したところでございます。概ね従来、国が示しておりました、「ガイドライン」の内容を再検討しており、現行のガイドラインを基に意見が出されていることが多いようです。まだ、正式には示されておりません。そのような中で大変申し訳ありませんが、12ページの下段の表を見ていただきたいと思います。ここに14項目として、示させていただいております。これは従来のものでございまして、隣のページをちょっと見ていただけますでしょうか。13ページ

の表、ちょっとこれを整理しまして、改めてこども部と私どもの方で作成させていただきました。まず、(1) 従うべき基準、こちらは職員体制、先ほどちょっとお話ししましたが、従事する指導員及び補助員の資格や配置人員等については、法に従うべきとされております。この他につきましては、国の基準を市町村が参酌する基準ということになります。そこで私どもの方では、まず(2) としまして、概ね従う基準とさせていただきます。順不同になりますけれども、指導員の役割、それから保護者への支援・連携、学校との連携、関係機関・地域との連携、事業内容の向上について、利用者への情報提供、要望・苦情への対応、こちらにつきましては、今も現在やっておりますし、定型的、常識的な事柄がまとめられるというふうに思っておりますので、概ね出された基準に従うものと考えております。次に今回、子ども子育て会議に諮問する主なものになると考えておりますのは、(3) 参酌する基準ということで考えさせていただいてます。②の規模、こちらは保育スペース、1人当りの保育室の㎡数であるとか、その他のスペースについて、③開所日・開所時間は、これは正に、開所の日、日数、時間などについて、④施設・設備は、施設の安全及び衛生の確保、設備、装備する備品等について、⑩安全対策は、児童の安全対策、衛生管理、防災等になります。⑪特に配慮を必要とする児童への対応、こちらは障害児の受け入れ、対応、その他配慮すべきこと等というふうに考えております。国の基準を考慮いたしまして、方向性を、子ども子育て会議の方で精査審議いただきたい、そのための、諮問させていただく事と考えております。その下の4、その他ですけれども、ここでお示したのは、諮問とは別になりますけれども、関連がありますのでお示しいたしました、前のページの項目①対象児童でございますが、児童福祉法第6条の3第2項で、現行では、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童、とされていたものが、改正後は、おおむね10歳未満が削除され、小学校に就学している児童とされました。これは、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の方で規定しておりますので、同条例の方も整備、改正する予定がございますということでお知らせいたします。以上、先ほど、就学支援課からご説明いたしました、「特定教育・保育施設の運営に関する基準について」、「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について」並びに、青少年育成課が説明させていただきました、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について」を、子ども・子育て会議の意見を求める必要がありますので、提案をさせていただき、ご審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

聞き漏らしたかもしれませんが、いわゆる学童保育の責任者、指導者の資格というのはどんなものか教えてください。

○ 青少年育成課長

正式には、これを持っていないといけないという資格はございません、今の現状です。例えば教職員の免許をいらっしゃる方、保育園の保育士の資格をいらっしゃる方、幼稚園の教諭の資格をいらっしゃる方、それからこういった子ども達の扱いを実際に経験がある方というふうになっておまして、その辺は今回の審議会の中でですね、出てくる内容になるかと思えます。ただ厚生労働省のホームページ等を見せていただきますと、やはり、現状資格をいらっしゃる方ばかりではありませんので、多少ゆるやかになるのではないかなとは思いますが、できるだけお持ちの方が望ましいというようなことではないかと思っております。以上でございます。

○ 小林委員

どうもありがとうございました。都道府県によって資格というのが、東京都なんかは、かなりそういう教師の資格とかですね、お持ちの方、過去に持っていた方、そういう方だと思っていたのですが、千葉県の場合、多少資格というのが、甘いような気がしていたのですが、いかがでしょうか。

○ 青少年育成課長

現状、市川市で申し上げますと、約7割から8割程度の方は資格をお持ちの方が見ております。当然、ご事情があって辞められたり交代するケースもございまして、そういった方々の補充になると、必ずしもすべて資格を持っている方というふうにはなりません。経験のある方を採用しているところでございます。以上でございます。

○ 小林委員

ありがとうございました。私の子どもも実は学童保育のお世話になっていたのですが、やはりできるだけ経験というか資格を持った方になるべく依頼するようにすべきではないのかなと思っております。よろしく申し上げます。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 五十嵐委員

別紙資料のところの、1ページの1番下の段に課題として、放課後保育クラブ運営は、指定管理者が行っていることから、指導員基準の改定があった場合は、指定管理料への影響が考えられる、と書いてあるのですが、お金が増えるということですか。見ると例えば、県の基準と市川の基準、指導員の数とかその辺にちょっと違いがあるのかなと思っただけなのですが。

○ 青少年育成課長

参考にさせていただいているものは、あくまでも現行といえますか、そういったものをベースにガイドラインを作成させていただいています。ここで書かせていただいたのは、もし、国の基準がより厳しい、今、小林先生が言われたように厳しいものになった時には、当然その指定管理である社会福祉協議会の方には、資格を持った方を採用してください、ということになりますので、現状の方を補助員に下げさせていただく、辞めていただく、または新たな方をお選びいただくとなると、資格を持っていらっしゃると思いますので、給与面とかそういった面では、多少上がっていくのかなと、それが指定管理料の方に若干弊害が出る可能性があるかなというふうに思っておりますので、ちょっと書かせていただきました。必ずしもこれがこうなるかどうかというのはわかりません。

○ 五十嵐委員

さらに付け加えさせていただきたいのですが、サブ資料だからどうということはないのですが、例えば障害っていうところ、さっきも障害者と言っておられました、今は障害者とは言わず、障害のあるという言い方だと思うのです。その辺も行政の捉え方なので、障害者って言ってみたり、障害を有すると言ってみたり、障害児と言ってみたり、色々あるので、学校の関係では、障害のあるというような言葉でちょっとソフトにしているので、もし何かの時に言われた本人はどう思うのか、支障のない限りで統一していただけるとありがたいです。すみません余分なことで。

○ 宇田川委員長

他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1) 第39回千葉県特別支援教育振興大会・第21回市川市特別支援教育振興大会についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程の14ページをお願いいたします。「市川市特別支援教育振興大会」は、市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級設置校校長会、そして市川市教育委員会の三者が主催し、隔年ごとに実施されています。今年度は、「第39回千葉県特別支援教育振興大会」も合わせて、市川市で行われることとなっております。県内各地から関係者が参加されます。「生きがいを感じ、共に喜び、励ましあえる学校・社会をめざして」を主題とし、千葉県ならびに市川地区の特別支援教育の現状と課題について、医療・福祉・教育・労働などの関係者相互の理解を深め、地域社会の積極的な協力により、

特別支援教育の振興を図ることを目的としております。当日は、資料がございます日程で、生徒の発表と記念講演が行われます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に、(2) 不適切な指導に係わる千葉県教育委員会の回答についてを説明してください。

○ 学校安全安心対策担当室長

10月の定例教育委員会にて、「9月議会での教育委員会に係わること」についての報告がございましたが、その中で、「懸案事項となっておりますこと」につきまして、その後の状況報告をさせていただきたいと思っております。平成23年度に、市内小学校で発生しました、教員の不適切な指導に対する慰謝料請求調停の和解成立に伴い、9月の定例市議会におきまして、「慰謝料100万円の支出」についての報告議案を提出いたしました。その際、3名の議員の方々より議案質疑がございまして、その中で、「当該教諭に対する県教育委員会の懲戒処分の追加措置の有無」及び「慰謝料100万円を当該教諭に求償するか否か」の2点が、確認・検討事項となっております。1点目の「懲戒処分」につきましては、再度、県教育委員会に確認を行いました。類似の処分に照らし、また、新たな事実発生が認められないため、市教育委員会の指導措置が適当」と、事件当時の措置と同様であり、「懲戒処分の対象外との判断」となりましたので、ご報告いたします。2点目の「求償」につきましては、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」との規定はございますが、このことにつきまして、関係課及び顧問弁護士の見解では、「犯罪性に近い行為が無い限り求償は非常に難しい」との意見が示されました。また、公務員個人に自治体が求償した事例が全国的にもほとんど無い現状があるため、教育委員会事務局といたしまして、「求償は行わないことが妥当」との案で、今後、市長までの決裁を行いたいと現在考えております。以上、「9月議会での懸案事項のご報告」をさせていただきました。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○ 五十嵐委員

懲戒処分の対象外になったというところをもう少し詳しく説明をお願いします。

○ 学校安全安心対策担当室長

県教育委員会では、懲戒処分の指針というのを定めております。それによりますと、体罰につきましては、児童生徒に傷害を負わせた、あるいは体罰を常習的に行っていた、あるいは体罰の形態が特に悪質な場合との規程が示されております。本案件に照らし合わせた時に、それらには該当しないということが県教育委員会の判断基準となっているというふうに聞いております。

以上です。

○ 五十嵐委員

さらに。それで市としても何かしましたか。

○ 学校安全安心対策担当室長

市の指導措置ということが先ほどございましたけれども、市教育委員会といたしましては指導措置といたしまして、当該教諭に対しまして、文書で処分を行いました。あわせて校長にも監督責任ということで口頭での指導をさせていただきます。あわせて当該教諭につきましては、現在もなお続いておりますけれども、指導ということで本人との面接、あるいは研修会への参加等々、の措置を取っているところでございます。いずれにいたしましても、懲戒処分につきましては任命権者である県の教育委員会が行うことになっておりまして、市の方につきましては、服務監督ということでこのような指導措置を行っているところでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

どの位の期間を見通して行うのですか。

○ 学校安全安心対策担当室長

当初は学校での指導が中心でございましたけれども、最終的な県の決定というのを受けまして、現在市の方、主に教育委員会の方で行っているところでございまして、当然学校の方でも並行して行っておりますけれども、いつまでというものについては現実には定めていない現状でございます。当面続けたいというふうに現在は考えております。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成25年11月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時38分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

平田 信江

委員

田中 庸惠